

○兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針改正（R7.2.28）のポイント

【指針本文】

改正内容		県指針該当箇所
1 令和6年度報酬改定内容の反映等		
戸建て住宅等を福祉施設として利用する場合、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、建物を耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しないこととする（平成30年改正建築基準法の反映）		第5章2（2） P10-11
協力医療機関との連携体制の構築、感染症対応力の向上、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携等について、指定特定施設等と同様の措置を求めるもの（R6介護報酬改定内容の反映）		第7章6（1）～（4） P15-16
業務継続計画の策定に関する補足の追加		第7章2（1）（2） P14
身体的拘束等の禁止に関する補足の追加		第7章13（2） P18
高齢者虐待の防止に関する補足の追加		第7章14（5） P19
2 高齢者向け住まいの紹介を行う事業者に対し、高額な紹介手数料を払っている事案が明らかになったことを踏まえたもの		
高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者と委託契約等を締結する場合の留意事項を規定		第10章5（8） P27

【重要事項説明書】

改正内容		県重説該当箇所
1 令和6年度報酬改定内容の反映等		
R6報酬改定内容に合わせた加算の修正		P4-5
医療連携の内容について項目の追加		P6-7
入居者の個別選択によるサービス内容に「口腔衛生管理」を追加		P18
老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）に規定する有料老人ホームの設置者が都道府県知事へ報告すべき事項に、高齢者虐待の防止、身体的拘束等の適正化の推進、安全管理及び衛生管理に係る取組状況を追加する改正が行われたことを踏まえた改正		P14-15